

第2号議案

2015年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2015年度 活動方針(案)

【2015年度の活動環境と課題】

(くらし)

- ・原材料費や物価上昇、消費税増税、電気料金の値上げ等によって家計の負担は増えています。

(地域社会)

- ・高齢化、少人数世帯の増加、買い物困難地域が増えています。地域の見守り活動をひろげるとともに、買い物支援の取組みや市町村が主体となるあらたな生活支援事業への生協の役割が期待されています。

(食の安全・安心をめぐる)

- ・ファーストフード店やコンビニでの賞味期限切れ食材の使用、食品の異物混入事件が相次いで発生しました。食の安心・安全を求める課題は引き続き重要な課題です。
- ・和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、オール京都で和食文化を推進するネットワークづくりが進められています。

(消費者問題・消費者施策)

- ・若者を狙ったマルチ商法や高齢者を対象に特殊詐欺被害の拡大が深刻化しています。
- ・消費者被害の回復めざす「消費者裁判手続き特例法」が成立しました。新しい裁判手続きを担う消費者団体づくりへの支援がもとめられています。

(環境・エネルギー問題)

- ・収束しない福島第一原発の事故処理のなかで、原発再稼働にむけた動きが強まっています。
- ・再生可能エネルギーの広がりや電力自由化にむけて新電力の参入準備が始まっています。
- ・国連「気候変動に関する政府間パネル」第5次報告書のなかで地球温暖化は人為的活動による影響が大きいことを指摘しました。2020年に向けたCO₂削減目標の検討が始まりました。

(自然災害対応)

- ・東日本大震災から4年が経過しましたが、今なお23万人の避難者と多数の被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされています。引き続き復興支援が重要な課題となっています。
- ・京都府内の豪雨、広島の土砂災害をはじめ自然災害リスク(風水害・地震・噴火・豪雪)が高まっています。減災・防災にそなえた体制作りが求められています。

(平和・民主主義)

- ・秘密保護法が施行されました。集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲にもとづき「法整備」がすすめられようとしています。戦後70年、核不拡散条約(NPT)再検討会議の年をむかえ、いまこそ核兵器も戦争もない平和な世界をもとめる世論と運動を広げていくことが重要です。

(協同組合運動)

- ・ICA「国際協同組合の10年に向けた計画(ブループリント)」は2020年に向けた協同組合の発展の指針をしめしました。

こうした情勢の中で、京都府生協連は京都の生協の活動が一層前進できるように、会員間、協同組合間、地域の諸団体や行政との連携を強め、組合員のより良いくらしと地域づくりに一層役割を發揮していきます。

【京都府生協連の基本課題】

[1] 京都の生活協同組合の連合会として地域社会の中で役割を發揮した活動をすすめます。

(1)行政・諸団体からの生協への社会的要請にかなする対応

- ①審議会等や各種団体からの委員派出の要請に対応します。
- ②くらし・環境・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組みを推進します。
- ③行政・諸団体との懇談会や意見交換会を開催します。
- ④京都府・京都市からのパブリック・コメント募集や政策提言について積極的に対応します。

(2)会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ①京都の生活協同組合の取組みをマスコミや報道機関に紹介、発信します。
- ②対外広報誌『京都の生協』の発行をすすめます。
- ③会員生協むけ広報誌『京都府生協連ニュース』の発行をすすめます。
- ④京都府協同組合連絡協議会『協同組合人』の発行をすすめます。
- ⑤ホームページの迅速な情報更新につとめます。

(3)会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ①京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称、K S K）を年4回開催します。
- ②会員間の交流がすすむように事務局は各生協の情報把握につとめ、理事や広報誌の交流、会員間の連携のパイプ役として役割をはたします。
- ③ホームページの情報交流掲示板を活用し、活動情報など日常的な交流をはかります。

(4)日本生協連・他府県生協連との連携・交流

- ①関西地連等の活動に参加し、連携・交流をすすめます。
- ②近畿地区の各生協府県連との定期協議の場で交流をすすめます。

[2] 京都の生活協同組合の社会的役割を発揮し、以下の重点課題を設定して取り組みます。

(1)消費者施策の充実と消費者運動の推進で「消費者市民社会」の実現をめざす課題

- ①京都府の消費者教育推進計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ②消費者問題については適格消費者団体（NPO法人消費者支援機構関西、NPO法人京都消費者契約ネットワーク）、NPO法人コンシューマーズ京都と連携し、取組みをすすめます。
- ③消費者被害の回復をめざす新しい訴訟制度（消費者裁判手続き特例法）について役職員に学習や広報をすすめます。

(2)誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざす課題

- ①市町村や地域の諸団体と連携し、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムづくりへの参加をよびかけ、推進します。
- ②地域のニーズに応え、見守り活動や介護・福祉事業、さまざまな生活支援サービスの取組みを交流、調査、研究します。
- ③男女共同参画の推進、子育て支援、障害者や社会的ハンディを抱えた人々が安心して暮らせる地域をめざし、学習や交流をすすめます。

(3)広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援をすすめる課題

- ①京都府生協連の防災マニュアルを見直すと共に、会員生協の事業継続計画（BCP）や防災マニュアル作りを推進します。
- ②災害時の被害状況の把握、ボランティア受付要員の派遣等を迅速、積極的に対応します。

③京都府総合防災訓練への会員生協の参加を推進します。

(4) 食品安全の社会システム形成と食育活動の推進により住民の安心と健康づくりに貢献する課題

- ①「食品の安全・安心」をテーマに、ひきつづき学習と情報提供等をすすめます。
- ②京都府・JA京都中央会・(一社)京都府食品産業協会等と協力しながら、京都府食の安心・安全推進条例と行動計画にもとづく連携企画をおこないます。
- ③食品表示法にもとづく表示基準やルール化への対応をすすめます。
- ④会員生協や協同組合連絡協議会とも連携し、食育活動の推進と交流をすすめます。

(5) 環境保全活動をつうじて、持続可能な社会を実現する課題

- ①再生可能エネルギーの普及・拡大にむけて、諸団体と協力した活動を推進します。
- ②グリーン購入やごみ減量の推進など諸団体と連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。
- ③会員とともに省エネ・節電、再生可能エネルギー普及の活動を調査・研究・交流します。

(6) 国際協同組合年の企画や活動を継承し、発展させる課題

- ①京都府協同組合連絡協議会（構成：JA京都中央会／JF京都／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、以下の企画の成功・充実をめざします。
- ②ICA「協同組合の10年に向けた計画（ブループリント）」や協同組合の課題にかんする学習会を開催します。
- ③さまざまな協同組織との連携した活動をすすめます。

(7) 核不拡散条約（NPT）再検討会議の成果を踏まえ、核兵器も戦争もない平和な社会の実現をめざす課題

- ①被爆体験、戦争体験を次世代に引き継ぎ、核兵器も戦争もない世界をめざす活動をすすめます。
- ②2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議の報告会に取り組みます。
- ③集団的自衛権の行使につながる動きに反対し、平和と民主主義を大切にする立場から、学習会、意見表明、諸団体との共同行動をおこないます。

[3] 法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます。

(1) 理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場となることを重視して運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2) 監事監査

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑に行われるよう環境整備につとめます。

(3) 京都府生協連の「ビジョンと中期課題（仮称）」について、次期総会議案として提案できるよう、理事会等で協議をすすめます。